

【第1章 総則】

第一条（名称）

本会は、愛宕テニスクラブと称す。

第二条（所在地）

本会の所在地は、名誉会長宅に置く。
ただし、名誉会長は多摩市在住とする。

第三条（目的）

本会は会員相互の健全なる心身の育成向上と、住民相互の親睦をはかることを目的とする。

第四条（行事）

本会は、前条の目的を達成するために次の行事を行う。
(1) テニス大会の開催
(2) テニススクールの開催
(3) その他本会の目的を達成するために必要な行事

【第2章 会員】

第五条（会員）

次の各号に掲げる資格を有し、本会の趣旨に賛同する者は、入会申込書を会長宛てに提出し、役員会の承認を得る事によって本会の会員になることができる。また会員は、会の活動・運営に積極的に協力すると共に、クラブが主催する 行事にも、積極的に参加しなければならない。

- (1) 多摩市に在住する、中学生以上の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、本会の目的達成に寄与すると役員会で認められた者

第六条（入会）

本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長宛てに提出し、役員会の承諾を受けなければならない。

第七条（退会）（除名）

本会の会員は、次の事由により退会する。

- (1) 会員が退会の申し出をしたとき
- (2) 総会において決議された会費を納期までに納めなかった
- (3) 本会の目的趣旨に反する行為をした者、クラブが主催する練習会・行事に積極的に協力・参加しなかった者、及びテニスマナー・エチケットに反する行為を繰り返す者は、役員会の議決によって除名処分とすることができる。

第八条（休会）

本会の会員は、次の事由により一時休会することができる。
(1) 会員が、出産・病気又は長期出張等のためテニスを行うことができず、これを会長が認めたとき。この場合休会届を書面にて、本会に提出するものとする。
(2) 前項休会中の会員からは会費を免除する。但し、既に

納付された会費は第九条により返還しないものとする。

(3) 一年以上の休会は、理由の如何にかかわらず認めない。
また休会者に対する会の案内、通知など一切の連絡は行わない。

第九条（会費）

会費は、総会の定めるところに従って、会費を納付しなければならない。納付した会費は、そのいかなる理由を問わず返還しない。

【第3章 役員】

第十条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長1名
- (2) 会長1名
- (3) 副会長若干名
- (4) 幹事若干名
- (5) 会計若干名
- (6) 監事2名

第十一条（役員を選任）

役員は、会員の中から総会において選任する。

第十二条（役員を選任）

役員は、一年とする。ただし再任をさまたげない。
役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

第十三条（役員を選任）

役員は任期中でも次の場合は退任する。

- (1) 役員が退任の申出をし、会長が認めたとき。
- (2) 本会の目的趣旨に反するような行為をし、総会において除名の議決があったとき。

第十四条（会務）

名誉会長は本会を代表する。

- (1) 会長も本会を代表して会務を統括する。
- (2) 会員は役員会を組織し、その議決をもって会務を執行する。

【第4章 会議】

第十五条（総会）

- (1) 総会は定期総会と臨時総会とする。
- (2) 定期総会は毎年5月末までに開催し、会長が招集する。
- (3) 臨時総会は役員が必要と認めたとき会長が招集する。

第十六条（議長）

総会および役員会の議長は、役員の中から選出する。

第十七条（議決事項）

総会において次の事項を議決する。

- (1) 新年度行事計画の承認
- (2) 会計報告の承認と新年度収支予算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 会費（入会金）の額、並びにその徴収方法の決定
- (5) 会則の決定
- (6) その他役員会において総会に付議する必要を認めた事項。

第十八条（総会の議決）

総会は会員の過半数の出席がなければ議事を開くことが出来ない。ただし、会員は書面により総会の議決権を委任することができる。

第十九条（総会の議事録）

総会の議事録は議長が作成する。

第二十条（役員会）

役員会の事項については、この会則に準じ別に定める。

【第5章 会計】

第二十一条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第二十二条（会費の管理）

本会の会費（入会金を含む）および寄付金品は、役員会が管理する。

【第6章 雑則】

第二十三条（弔慰規程）

弔慰儀礼は、当会では行わず、会員個人有志にゆだねるものとする。

第二十四条（連絡所）

本会の連絡所を設け、その所在地を役員宅に置く。

第二十五条（会則の施行）

この会則は昭和48年11月10日より施行する。

昭和50年5月18日 一部改正 昭和51年5月8日一部改正

昭和56年4月29日 一部改正 昭和61年4月13日 一部改正

平成3年4月7日一部改正 平成20年4月20日一部改正

平成21年4月19日一部改正 平成27年4月12日一部改正

平成29年4月15日一部改訂 2021年4月24日会員特例条件改訂

2022年4月16日 第二条、第十条、第十四条、第二十三条 改定

付則（平成29年4月15日総会決議事項）

第十七条

（4）会費（入会金）の額

①年会費

*年会費：通常 13,000 円

特例 6,000 円（月1回程度の会員、自己申告）

大学生・高校生・中学生以下 6,000 円

②入会金

*入会金：2,000 円

再入会者（ブーメラン会員）は無料

③途中入会

*途中入会者の会費

9月以降の入会者は 6,000 円

④賛助会員のコート使用料

*1回 500 円